

三重県感染症対策条例（仮称）案について

1 前回協議会（9月25日）からの変更点

表現の整理等の必要な修正をしています。前回協議会からの変更点は資料3-1別冊1を参照してください。

2 パブリックコメント

意見募集期間：令和2年10月9日～令和2年10月23日

寄せられた意見数：58件（14名）

意見の概要：資料3-1別冊2を参照

3 市町への意見照会

意見募集期間：令和2年10月9日～令和2年10月23日

寄せられた意見数：3件（2市町）

意見の概要：資料3-1別冊2を参照

4 今後の対応

パブリックコメントや市町からの意見をふまえ、条例案について必要な修正を反映の上、委員の皆様にあらためて条例案をお示しします。

その後、11月に三重県議会へ議案（条例案）を提出することとしています。

「三重県感染症対策条例（仮称）」案

1 目的

この条例は、県民の生活及び経済に甚大な影響を及ぼし、県民に極めて大きな不安と脅威を与えた新型コロナウイルス感染症への対応を教訓として、感染症対策に関し必要な事項を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）に規定する措置と相まって、本県における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を図り、もって県民が安心して暮らせる社会の実現を図ることを目的とします。

2 定義

- (1) この条例において「感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第一項に規定する感染症とします。
- (2) この条例において「感染症対策」とは、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として実施する対策とします。

3 基本理念

- (1) 感染症対策は、感染症の発生及びまん延により県民の生活及び経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、国、県、市町、県民、事業者及び関係機関が相互に連携協力し、一体となって推進されなければならないこととします。
- (2) 感染症対策は、誰もが感染症にかかる可能性があることに鑑み、感染症の患者、医療従事者等に対する差別その他の権利利益を侵害する行為は許されないものであるとの認識の下に、これらの者の人権を尊重しつつ推進されなければならないこととします。

4 県の責務

- (1) 県は、国、市町及び他の都道府県並びに関係機関と連携協力し、感染症対策を総合的かつ迅速に実施する責務を有することとします。
- (2) 県は、感染症の発生及びまん延の状況を勘案して迅速かつ的確に対応することができるよう、次に掲げる体制を確保するものとします。
 - ① 保健所における感染症対策の実施体制
 - ② 感染症に係る検査の実施体制
 - ③ 感染症に係る医療を提供する体制
 - ④ 感染症に関する相談体制

5 県民の役割

県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、適切な感染症対策を講ずるとともに、県が講ずる感染症対策に協力するよう努めるものとします。

6 事業者の役割

事業者は、感染症の発生及びまん延により生じる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるとともに、県と連携協力し、感染症対策を講ずるよう努めるものとします。

7 医療機関の役割

医療機関は、感染症に係る医療を提供するとともに、県と連携協力し、感染症対策を講ずるよう努めるものとします。

8 県と市町との協働

- (1) 県は、市町が感染症対策を実施するために必要な情報の提供及び助言を行いつつ、市町と連携協力して感染症対策を講ずるものとします。
- (2) 市町は、県と連携協力し、教育活動及び啓発活動を通じた感染症に関する正しい知識の普及、予防接種の実施、生活支援の実施その他の感染症対策を講ずるよう努めるものとします。

9 情報の公表

- (1) 県は、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止、感染症に関する県民の不安の払拭並びに感染症の患者、医療従事者等に対する差別その他の権利利益を侵害する行為の防止を図るため、感染症に関する正確かつ適切な情報を積極的に公表しなければならないこととします。
- (2) (1)の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならないこととします。

10 差別の禁止

- (1) 何人も、感染症の患者及びその家族等に対して、感染症にかかっていること又はかかっていると疑われることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこととします。
- (2) 何人も、医療従事者又は県民の生活及び経済の安定に寄与する業務に従事する者に対して、感染症の発生及びまん延に起因して生じるいわれのない理由によって、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこととします。

- (3) 何人も、(1) 及び (2) に規定するもののほか、いかなる団体又は個人に対しても、感染症の発生及びまん延に起因して生じる国籍、性別、職業、居住地等のいわれのない理由によって、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこととします。
- (4) 県は、教育活動及び啓発活動を通じて、感染症及び感染症の発生及びまん延に起因して生じる人権に関する問題について、正しい知識の普及を図るものとしてします。

11 感染を防止するための協力の求め

- (1) 県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、県民、事業者、学校の設置者その他の公私の団体又は個人に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく要請のほか、感染症対策の実施に関し必要な協力を求めることができることとします。
- (2) 県は、(1) の協力を求めるに当たっては、県民の生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるようにしなければならないこととします。

12 物資及び資材の確保

県、市町、県民、事業者及び関係機関は、感染症対策の実施に必要な物資及び資材を確保するとともに、物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努めるものとしてします。

13 人材養成及び資質の向上

県は、感染症対策を推進するため必要な人材の養成及び資質の向上を図るよう努めるものとしてします。

14 新たな知見及び情報通信技術等の活用

県は、感染症対策に係る新たな知見の活用及び普及並びに情報通信技術及びデータの活用に努めるものとしてします。

15 財政上の措置

県は、感染症対策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとしてします。